

東海国立大学機構広告収入事業指定広告代理店募集要項

国立大学法人東海国立大学機構（以下、「機構」という）では、財務基盤強化を図るため、その方策の一環として、機構が保有する資産等へ民間企業等の広告掲載を行うことで対価を得る広告収入事業にも取り組んでいるところです。

このたび、特に岐阜大学における広告主との仲介等を通じて広告収入事業の効果的・効率的な実施に協力していただける広告代理店（以下、「指定広告代理店」という。）を、次のとおり募集します。

1 募集の概要

（１）指定広告代理店の業務内容

- ① 広告掲載に係る機構と広告主（または広告掲載希望者）との仲介業務
 - ② 広告の掲載、管理及び撤去業務
 - ③ その他広告掲載に付随する業務
- ※ 主に岐阜大学における指定広告代理店の業務を行っていただきますが、名古屋大学における指定広告代理店の業務を行うことは妨げません

（２）指定広告代理店の要件

次の各号に掲げる要件のすべてを満たす方が申込みできます。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある者でないこと
- ② 機構から建設工事、物品の購入又は製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けていないこと
- ③ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けていないこと
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者でないこと
- ⑤ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を滞納していないこと

（３）指定広告代理店への採用について

今回の募集について、指定広告代理店への採用数は最大で3者程度といたします。

（４）代理店手数料

指定広告代理店の業務の結果広告掲載が決定した場合に、機構と締結する広告代理店契約において定める方法により算定した代理店手数料をお支払いします。

2 申込み方法等

「東海国立大学機構広告収入事業指定広告代理店申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。提出の際は、あらかじめ「4. 問い合わせ先」に連絡をしてください。なお、提出書類は返却しません。

【提出書類】

- ① 東海国立大学機構広告収入事業指定広告代理店申込書
 - ② 全省庁統一資格（各省庁における入札参加資格）の資格審査結果通知書
- なお、②については以下の書類の提出をもって代えることができます。
- ・登記事項証明書
 - ・営業経歴書（会社パンフレット等会社概要が確認できるもの）

- ・直前３年分の財務諸表又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
- ・納税証明書（直近年度のもの）
- ③ 岐阜県内における広告取扱実績等がわかる資料
- ④ 岐阜大学への対応体制図
- ⑤ その他参考となる資料（任意）
 - ・岐阜県内における営業方針
 - ・岐阜大学における広告企画案 等

【申込方法】

上記提出書類一式を、下記問い合わせ先まで持参または郵送してください。

3 指定広告代理店の決定

（１）決定

上記申込があった場合、機構は申込者が指定広告代理店の要件に適合することを確認したうえで、指定広告代理店となることを決定し、申込者あて通知するとともに、ウェブサイトにて公表します。申込者多数の場合は先着順とし、採用予定数に達した時点で募集を締め切る場合があります。

（２）契約締結

指定広告代理店の決定後、機構と広告代理店契約を締結していただきます。

（３）指定期間

指定期間は年度単位とし、最長２年度とします。

4 問い合わせ先

下記にお問い合わせください。現地視察のご要望も承ります。

（岐阜大学）

国立大学法人東海国立大学機構財務部財務課総括グループ

〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

TEL：058-293-2094

E-mail：zim-soumg@t.gifu-u.ac.jp

年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構 御中

申込者
名 称 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

東海国立大学機構広告収入事業指定広告代理店申込書

東海国立大学機構広告収入事業指定広告代理店について、関係書類を添えて以下のとおり申込みいたします。

資本金	千円	営業年数	年
役員数	人	従業員数	人
事業内容			
連 絡 先	担当者氏 名		
	電 話	()	
	F A X	()	
	E - m a i l		
指定広告代理店の要件確認（確認しチェックを入れること）			
☐ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者ではありません			
☐ 機構から建設工事、物品の購入又は製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けていません			
☐ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けていません			
☐ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中ではありません			
☐ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を滞納していません			